

伐採木の取扱い検討

1 前提

森と緑づくり事業で行う間伐では、

- 1) 伐採木を安全に処理する林内移動等の経費を設計対象とする。
- 2) 伐採木の有効な利用を図ることを考慮する。
- 3) 伐採木の売却に係る収益については公平な観点から対処する。

2 モデル事業（公道沿い間伐）での事例（実施中のため、⑥⑦は推測による）

4 箇所 2.40~2.81<2.55>ha スギ・ヒキ 20~50年生 間伐率 40%

(haあたり)

① 間伐、整理(枝払い、玉切り等):4箇所	313~451<362>千円	↑ モデル事業(①~⑤) 436~1,356<838> 千円/ha
② 特殊伐採(クレーン等使用等):2箇所	64~359<208>千円	
③ 安全措置等(防護ネット、誘導員等):2箇所	129~454<287>千円	
④ 道際までの林内移動:4箇所 6~33<16>m ³ (移動した伐採木の割合) 18~37<27>%	97~210<148>千円	
⑤ 仮土場まで運搬:2箇所 14~33<23>m ³	34~171<98>千円	
⑥ 市場等運搬経費 6~33<16>m ³	15~83<41>千円	↑ 所有者負担(⑥、⑦) 25~131<68>千円/ha
⑦ 売却経費 6~33<16>m ³	10~48<27>千円	

※ < >書きは平均

3 所有者の収益の分析

- | | | |
|--|---|--|
| <ol style="list-style-type: none"> 1) 現場立会等事業実施に係る所有者の負担 2) 協定書による20年間の制限 3) その他(植林経費 約100万円/ha等) | } | <p>◎金額に換算出来ないが負担有り</p> <p><u>収支と1)~3)までの経費比較</u></p> |
|--|---|--|

4 取扱方針(案)

- 1) 本事業では、原則として①~④までを設計対象とする。
- 2) 流出の危険がある材は、次の安全対策をとる。
 - ア 原則として材の林内での移動とする。(その基準案は6のとおり)
 - イ 安全対策で材を移動する場合、有効利用を考慮し、道際まで移動する。
- 3) 事前調整により、道際に整理し、そのままトラックに積むことも可とする。(但し、事業の設計は安全対策まで)
- 4) 仮に所有者の収支がプラスの場合は、金額に換算できない負担を考慮して、今後の当該森林の保全に出来る限り努めることを協定書に盛り込む。

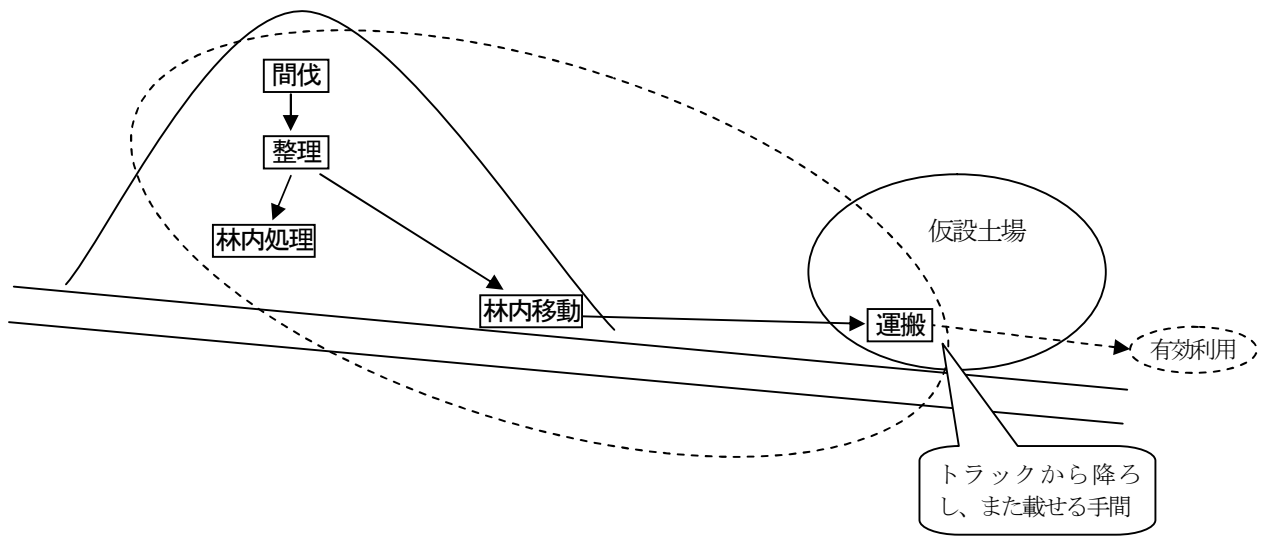
5 安全対策をとる場合の基準案

道路に直接影響が及ぶ恐れのある範囲(道路から概ね樹高程度の距離)において、次の基準を勘案し現地で決定する。

- 1) 事業地の傾斜が25度以上
- 2) 事業地の傾斜の向きが道路もしくは材の流出の恐れがある沢に向いていること

(参考)

○ モデル事業の実施内容



○ あいち森と緑づくり 森林整備（公道沿い）事業 実施内容案

